

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 六〇五
- 県営土地改良事業計画を定めた件 六〇六
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 六〇六
- 一般競争入札を行う件 六〇六

告 示

福島県告示第五百七十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成十九年八月二十一日から同年十二月三十一日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)南相馬ショッピングセンター 南相馬市原町区大木戸字金場七十七番地ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ジャスト
代表者の氏名 代表取締役 大場 雅彦
住所 南相馬市原町区錦町二丁目八番地
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 イオン株式会社

代表者の氏名 代表執行役 岡田 元也
住所 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目五番地一
名称 株式会社ジャスト

代表者の氏名 代表取締役 大場 雅彦
住所 南相馬市原町区錦町二丁目八番地

三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十年四月八日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二万九千二百三十七平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 二千二百六十三台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 八百四十四台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 面積 八百七平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 容量 百九十五立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) イオン株式会社
(1) 開店時刻 午前九時
(2) 閉店時刻 翌日の午前零時

(二) 株式会社ジャスト
(1) 開店時刻 午前九時
(2) 閉店時刻 午後九時三十分(D棟にあっては午後十一時)

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(一) 数 六か所
(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

七 届出年月日
平成十九年八月七日

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〔農工総務領域商業まちづくりグループ〕

福島県告示第五百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、北会津地区に係る県営かんがい排水事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年八月二十二日から（二十日間）

同 年九月十日まで

三 縦覧の場所

会津若松市役所

〔農村整備領域農村計画グループ〕

福島県告示第五百七十六号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成十九年八月九日次のとおり指定した。

平成十九年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所

黒井産業株式会社 山形県山形市宮町

二丁目一―番九号 二四年三月三―日まで

指定の有効期間 売りさばきの場所 会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原一六番地

〔出納局公金管理グループ〕

公 告

公告第四百七十六号

埋設農薬適正管理事業埋設農薬無害化処理業務（その四）委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成十九年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 入札に付する事項

1 調達をする特定役務の件名及び数量 埋設農薬適正管理事業埋設農薬無害化処理業務（その四） 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 契約締結の日から平成十九年十二月二十八日まで

4 履行場所 福島県農業総合センター農業短期大学校（福島県西白河郡矢吹町一本木地内）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 入札に参加することができる者は、次のいずれかに該当する者（二）又は（三）に該当する者にあつては、二以上の者と共同で入札に参加する者及び異なる者と共同で重ねて入札に参加する者を除く。）で、かつ、入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。

（一） 2及び3に掲げる条件をすべて満たしている者であつて単独で入札に参加するもの

（二） 2の資格要件を満たす者であつて3の資格要件を満たす者（2の資格要件を満たさない者に限る。）と共同で入札に参加するもの（以下「無害化処理業務入札参加者」という。）

（三） 3の資格要件を満たす者（2の資格要件を満たさない者に限る。）であつて2の資格要件を満たす者と共同で入札に参加するもの（以下「収集運搬業務入札参加者」という。）

2 無害化処理業務を行う者の資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

（一） 施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

（二） 公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

（三） 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

（四） POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項について（平成十六年十月十二日付け環境発第〇四一〇一〇二〇二号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知。以下「技術的留意事項」という。）において示された方法に基づき処理を行うことができる者であること。

（五） 契約期間内に、技術的留意事項において定められた残さの処理ができる者であること。

（六） 次に掲げるすべての産業廃棄物を事業範囲とする産業廃棄物処分業の許可を有している者であること。

ア 汚泥

イ 廃プラスチック類
ウ 金属くず

3 収集運搬業務を行う者の資格要件

- 2の(一)から(四)まで及び次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 (一) 2の(六)に掲げるすべての産業廃棄物を事業範囲とする福島県知事の産業廃棄物収集運搬業務の許可を有している者であること。

- (二) 2の(六)に掲げるすべての産業廃棄物を事業範囲とする産業廃棄物処理施設の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)の産業廃棄物収集運搬業務の許可を有している者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2の(三)から(六)まで及び二の3に掲げる事項(二の2の(一)及び(二)に掲げる事項を除く。)について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。この場合において、共同で入札に参加する者は、その旨を証する書類を添付すること。

なお、平成十九年九月十日(月)午後五時十五分までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県農林水産部経営支援領域循環型農業グループ

電話〇二四―五二一―七三四二

四 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- 1 配布期間 平成十九年八月二十一日(火)から同年九月七日(金)(土曜日及び日曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 2 配布場所 三に掲げる場所と同じ。
- 3 その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列四番の大きさの用紙五十枚が入る程度の大きさで、二百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、三に掲げるグループまで請求すること。

なお、平成十九年九月六日(木)午後五時十五分まで必着とする。

五 入札及び開札の日時及び場所

- 1 日時 平成十九年九月二十八日(金)午後一時三十分
- 2 場所 福島県庁東分庁舎二階二〇一会議室(福島県福島市杉妻町五番七十五号)
- 3 その他 入札に当たっては、一般競争入札参加資格確認通知書を持参すること。

六 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合において

ては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

- 1 入札書の作成方法 無害化処理業務に係る入札書及び収集運搬業務に係る入札書を作成すること。ただし、無害化処理業務入札参加者にあつては無害化処理業務に係る入札書のみを、収集運搬業務入札参加者にあつては収集運搬業務に係る入札書のみを作成すること。

- 2 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- 3 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、無害化処理業務に係る入札金額と収集運搬業務に係る入札金額との合算額(無害化処理業務入札参加者にあつては無害化処理業務に係る入札金額と共同で入札に参加する者の収集運搬業務に係る入札金額とを合算した額、収集運搬業務入札参加者にあつては収集運搬業務に係る入札金額と共同で入札に参加する者の無害化処理業務に係る入札金額とを合算した額)の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 4 契約書作成の要否 要

- 5 その他 詳細は、入札説明書による。

(農林総務領域総務予算グループ)